

議案第100号

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例（昭和63年川崎市条例第
25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「川崎市多摩区登戸2，202番地1」を「川崎市多摩区登戸1，
891番地1」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

登戸土地区画整理事業の事務所を移転するため、この条例を制定するもので
ある。